

俱楽部たより

2014. 4

つるま法律俱楽部

法律講座のご案内①

つい すみか

終の住処はどこですか？　ー施設から在宅へと言うけれどー

住み慣れた家や地域でずっと暮らしたい。介護や医療の場所として「施設から在宅へ」という流れが進められてきたのはもちろん理由のあることです。しかし実際に高齢者にアンケートをとると、「家族に迷惑をかけたくないから、自分は施設に入りたい」という回答が5割を超えることもあります。

介護の分野ではよく在宅とか施設ということばが使われますが、実は在宅と施設の区別は簡単ではありません。例えば有料老人ホームは在宅なのか施設なのか。特別養護老人ホーム（特養）はどうなのか。答えは、特別養護老人ホームは施設ですが、有料老人ホームは在宅です。介護保険法という法律がそのように定義しているのです。

今回の法律講座では介護保険法や老人福祉法などを紹介しながら、「在宅か、施設か」の問題を考えてみたいと思います。昨年の「生活保護のあり方を考える」に続く「福祉の法律シリーズ」第2弾です。

尚、今回の法律講座は、沢山の方に参加していただけるよう、下記のとおり2日間企画しました。同じ内容です。ご都合の良い日にご参加下さい。

記

とき：①4月26日（土）午後1時～3時

②5月13日（火）午後7時～9時

ところ：法律事務所奥会議室

（名古屋市昭和区御器所通三丁目18番地 エスティプラザ御器所4階）

講師：司法書士・社会福祉士 天野 勲

定員：各25名

資料代：300円（法律俱楽部会員無料）

法律講座のご案内②

相続・遺言のはなし

とき：6月14日（土）午前10時～12時

ところ：昭和区・鶴舞コミュニティーセンター 1階第1会議室

（名古屋市昭和区鶴舞四丁目2-25）

講師：小野万里子法律事務所 弁護士 小野 万里子

定員：40名

資料代：300円（法律俱楽部会員無料）

春の日帰り平和バスツアーのご案内

「満蒙開拓平和記念館とはなももの里」

暖かい春の陽気を感じながら、はなもも街道を散策し、満蒙開拓平和記念館では語り部さんの講話を聞いて、最後は温泉でゆったりと。盛りだくさんの日帰りバスツアーを企画しました。お子様連れの方、ご高齢の方のご参加も大歓迎です。

日時：5月11日（日）

午前8時 御器所集合・出発

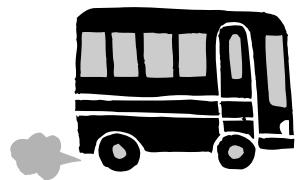
午後7時 御器所帰着（予定）

会費：5000円（バス代・入館料・昼食・保険代込）

定員45名（先着順）

詳細は同封の案内チラシをご覧下さい。

参加申込は法律事務所にお願いします。



行事報告

1月14日 秘密保護法学習会に参加して

つるま法律俱楽部会員
大学院生 益田 浩志

本学習会では、講師をしていただいた水谷実弁護士から明解な講義をいただき、大変勉強になりました。そして、勉強した知識をより広く周りの人々に伝えていくことが重要だと感じました。秘密保護法に対する批判は社会の中でも少なくありません。しかし、法律廃止に導くためには、今よりもさらに多くの声を必要とすることでしょう。そのためには新たに関心を持つ人を増やしていくことが大切です。人はある問題について、TVニュースや知らない誰から聞くよりも、知っている親しい人から聞く方がその問題に対して関心を持ちやすいものです。関心の輪を着実に拡大していくためにも、まずは親しい友人と勉強したことについて話してみようと思いました。

学習会後の懇親会では、学生である私にとっては、普段なかなか接する機会のない方々とお話しすることもでき、大変充実した時間となりました。私達にとっての学び合う場があることも、そして、世代を越えて学び合う場があることも良いものだと感じた一日でした。

*たより新年号に同封しました特定秘密保護法の撤廃を求める請願署名にご協力いただきましてありがとうございました。

自然エネルギーに根差した暮らし オーストリア・北海道

弁護士 小島高志

アンダーコントロールだとか、世界一の原発安全基準だとか。立憲主義は王政時代の遺物だとか、憲法改正なしに集団的自衛権を行使できるとか。聞かされる方が変になりそうです。健全な話題を一つ。

オーストリアの取り組み

オーストリアは縁遠い国に思えますが、ご承知のように、ウィーン、ドナウ川、ザルツブルグ、モーツアルト、シュトラウス、マリー・アントワネット、メンデル、マーラー、ホロビッツ、ドラッガー…の国です。

また反核の先駆者、先進国でもあります。

同国は71年にツヴェンテンドルフ(Zwentendorf)で原発建設を始め、さらに国内3カ所で原発を計画しました。78年11月、原発の稼動開始の可否が国民投票に付され、原発の運転・建設反対が50.47%をめました。そのため完成後一度も運転されない原発が残りました。スリーマイル島原発事故が翌を79年で、チェルノブイリ事故は86年。そして99年、連邦憲法法律(特別多数決による憲法レベルの法)で、核兵器の製造、保有、実験、輸送の禁止、原発建設、稼働の禁止を定めました。

11年の福島原発事故直後、同国経済家庭青少年省大臣は「日本の原発事故は、原子力発電が決して安全で持続的な発電手段でないことを露呈した。この脅威に対する正しい答えはただひとつ、原発の撤廃である」とコメントしています。さらに同国は昨13年7月、「電源証明書」を義務付け、発電方法を明示しない電力供給を禁じ、原発電力の輸入・供給を禁止する法律を成立させました(15年施行)。この法案はN G O活動に負うところが大きいと言われます。

反原発を憲法規範にまで高めた同国は、森林資源等を利用した自然エネルギーの活用に取り組んでおり、この点でも目を見張るものがあるとききます。

もっと知りたい国です。

北海道その他各地の取り組み

自然エネルギー活用と地域活性化を結びつける実践例がたくさんあります。足寄町^{あしょろちょう}や寿都町^{すつちょう}の取り組みは前回の本通信で少し触れました。足寄の役場は全館木造、チップ工場は廃校の体育館を利用したものでした。近くには日本最大の『らわん露』の群生がみられます。取り組みの話を聞くだけでなくやはり現場を自分の目でみることが大事なようです。やればできそうだと元気も出ます。

その他バイオマス産業都市に指定された下川町とか十勝とかいろいろあるようです。

勉強会・研究会

私たちの近くでも、自然エネルギーの活用による地域の活性化は十分に可能なはずです。

「地域再生エネルギーサイクル研究会」(仮称)でご一緒に勉強会、調査等をしませんか。諸運動、中小企業、農・林業再生への貢献も検討してゆきます。北海道、オーストリアでの現地視察プロジェクトも計画中です。

関心ある方は当事務所へご連絡下さい。追って連絡を差し上げます。



明るく住みよい地域を求めて 興正寺のその後と現在

弁護士 小島高志

興正寺住職が所定の手続きを経ず中京大学に広大な土地を売却し、高野山はその違反をとがめて住職を罷免しました（14年1月）。処分を事前に察知した興正寺側は高野山からの離脱の動きを示していました。ところが正式な罷免が発令されると、高野山に罷免を撤回してもらおうと離脱宣言を撤回しました（1月18日）。しかし熟慮の結果である罷免処分が簡単に撤回されるはずではなく、加えて梅村住職のやり方に疑問や不安を持つ信徒、借地人、地域住民らの署名数4000を遙かに超える「誠実な住職の任命を求める要望書」が高野山に届けられました。

高野山が罷免を撤回しないとみると、興正寺は再び高野山からの離脱を宣言しました。宗教法人法によれば、包括関係にある本山から離脱するには、「離脱公告」等の手続を経たうえで愛知県の審査と認証を受けなければなりません。興正寺の再度の離脱公告は日付がねつ造された疑いが極めて強いものです。

興正寺は今まで住職不在状態が続いており、4月には高野山から特任住職が派遣されることになるでしょう。興正寺側はこれに徹底抗戦する構えです。どんな紛争が起きるのか、寺の内外の運営はどうなってしまうのか、関係信者、住民が巻き込まれて迷惑を受けることはないかと不安と不信が募るのを抑えることができません。

徳川時代から続く由緒と権威ある「真言宗別格本山興正寺」は、多くの方々から一日おかれ歴史を刻んできました。信徒の方々はもちろん、興正寺を敬愛してきた方々、ともに歩んできた地域の方々にこれ以上の不安や迷惑をかけることは許されないでしょう。一刻も早く理に適った処理をしていただき、健全で敬愛される興正寺に立ち戻っていただきたいと願います。

引き続き、明るく住みよい地域を求める方々の法的な支援をしていきたいと思っています。

会員リンク

「支え合い事業」準備会が発足しました。

私たちのまわりには、身近に相談ができる親族がない、将来に不安を抱く高齢者や単身者の方、また、介護保険を利用しているが、介護保険制度では利用できないサービスがあり日々の生活に不便を感じている・・・等、さまざまな悩みを抱えた方がいらっしゃいます。

つるま法律俱楽部の会員さんからも日々さまざまな相談等が法律事務所に寄せられているようです。

私達は、現行の社会保障制度等では、対応できない困り事や不安に対して少しでもお役に立てればと「支え合い事業」の立ち上げに向け、法律俱楽部の会員有志の方を中心に準備会を発足いたしました。

現時点での構想は「生活相談センター」の開設と身元保証・生活援助・財産管理・死後事務委任契約等を事業の柱としてすすめています。

設立準備会のメンバーを只今募集しています。ぜひみなさまのお知恵とお力を貸しください。宜しくお願いします。

支え合い事業準備会 代表 水谷暎子・副代表 天野 勲・事務局長 成田賢太郎

「組合員追い出し部屋」への異動命令拒否を理由とした解雇

名古屋女子大学教職員組合委員長Y教授解雇事件報告

弁護士 小島高志

(概要)

学校法人越原学園は、平成23年度、大学組合委員長Y教授に対して教職員研修室への異動を命じました（教授業務との兼任）。異動理由の説明がなければ命令に応じられないという委員長を、業務命令拒否を理由として解雇しました。

- * 教職員研修室という部屋があるわけではない。ときにより、扉を開放した応接室のテーブルや事務スペースの廊下側の孤立した机が業務場所とされる。管理職の監視下での不慣れな業務、苦痛を与える方法での無意味な業務処理を命じ、言いがかりをつけて、複数の管理職が批判(つるし上げ)を行い、不利益処分が行われる。
研修室は「応接室の檻」「組合員お仕置き部屋」「追い出し部屋」とも評される。
 - * 配属経験者は、重要な組合員ばかりで、職員T、組合副委員長、組合書記長、組合加入を察知された職員U。T職員は約6か月間の過酷ないじめを受けて解雇されたが、原職復帰を遂げる心身の状況ではなくなっていた。解雇された者2名(配属を拒否した委員長を加えると3名)、自主退職した者1名。

(裁判所の判断)

名古屋地裁田辺浩典裁判長は、以下のように認定し、本件解雇を無効としました（名古屋地判H26・2・13）。

「…一見すると、業務上の必要性がある…しかし…」、研修室でのT職員、副委員長、U職員の業務内容を吟味したうえで、いずれも業務との関連性、必要性がないとし、「…被告が教職員研修室への異動を命じる職員が大学組合の組合員である場合には…その選任は恣意的に行われており、その異動命令の目的は、組合活動を封じ込め、あるいは職員に対しことさら知識・技能の不足をあげつらい、また、あえて無意味・手間のかかる単純作業に従事させるなどして、当該教職員の自尊心を傷つけ、心理的圧迫・精神的苦痛を与え、これに耐えられない者については懲戒処分を出した上で、最終的には解雇処分をすることにあると認めるのが相当である」「…本件配転命令は、業務上正当かつ合理的な理由はないのみならず、原告に対し不当な目的をもって行われたもので、不当労働行為にも該当するというべきである」としました。

判決は、陳述書によって研修室業務の実態を詳細に伝えた他の組合員3名への処遇をも含めて、学園の非人間的なやり方を厳しく糾弾するものになりました。

元教授の解雇無効

名古屋女子大学（名古屋市）の教職員組合幹部で、元教職の男性（38）が「退出し報酬に異議あり」、解雇したのは不正（判決）。一方、学園側は「賞賛回り」の談話に出でた。

元教授は田辺義典准教授。研究者として認められ、複数の論文が掲載されたが、訴訟の敗訴が13日、名古屋地裁の判決が下された。田辺准教授は、官は「異議命令は組合活動を封じ込める規則（違法）と述べ、解雇を無効」とした。

田辺によれば、男性は文部省教授で教職員組合の役員を務めていた。2011年4月、「教職員研修室」兼務の異動を命じられ、「授業準備時間」が奪われる。争がられたと抱腹し、学園はそれを理由と解雇し、男性は提訴している。

一方、学園側は「賞賛回り」との談話を出だした。

上を目指す研究室での務めは、「経験をいかせれ」として、研究の面で同立は可能だと反論している。

判決は田辺准教授が、組合員が異動を命じられ、漢字検定テストをやめられない限り、他の授業を何度も見るよう指示にならじていたと指摘。男准教授にしては業をやめない精神を苦痛と与え、違反規則を最終的に解雇するに至るところと判示した。また、解雇が一定の期間確定まで月々52万円の給与を支払うよう命じた。

男性は抗弁で、「学園はワハラ本体を守らないから」と訴え、越後学院は「判決が不正」、「判決が悪い」との談話を出だした。

20140214 朝日

その後の鈴鹿医療科学大学配置転換事件

大学教員の研究と授業の権利性、教授会の人事権

弁護士 小島高志

事案

解剖学等の授業を担当し、西洋医学的観点から鍼灸を研究し、複数の科研費研究を継続中であった女性専任講師T先生が、2011年度、突然、鍼灸学部付属鍼灸センターでの鍼灸施術業務（はり師、きゅう師の業務）への専念を命じられ、大学教員の本務である研究・授業、学内委員等の業務を奪われました。実質的には大学教員から医療職への配置転換（降格）でした。

文科省から補助金を受けて行ういわゆる科研費研究は研究者にとっても大学にとっても名誉なことです。これが継続・完成できなくなれば研究者としての将来に重大な汚点を残します。またT先生は准教授に昇格できる条件が整ったところでしたが、教員としての諸業務を取り上げられて空白が生まれると学内での昇任、昇格要件を満たさなくなります。卒業研究に取り組んでいた学生はその途中で指導者を失うことになります。こんな配置転換を平気で命じる大学経営者もいるのが実態です。

T先生は職場の教職員組合の支援を受けて、裁判手続によって配置転換命令の効力を争いました。本通信2012年5月号では、この仮処分決定が本件配置転換を違法、無効としたことを報告しました（津地決H24・3・29首藤晴久裁判官）。

仮処分後の経過と裁判所の判断

明快な仮処分決定が下されたのに大学側はなお争いを続け、事件は津地方裁判所、名古屋高等裁判所の審理を経ることになりました。そして地裁も高裁も、T先生への配置転換命令は違法、無効と判断し、救済の判決を下しました。

高裁判決は、仮処分決定と地裁判決（津地判H25・6・28山下隼人裁判官）の趣旨をさらに前進させ、T先生への慰謝料を地裁判決より増額させ、配置転換に際して教授会の審議を経なかつたことは手続き上の瑕疵であると判断しました（名高判H26・1・30長門栄吉裁判長・確定）。

一連の裁判を通じて示された以下の点を特筆しておきます。

- ① 大学教員の研究・授業活動に権利性が認められたこと
(日本では、労働契約上、労働の義務はあるが権利はないと解されています)
- ② 教授会軽視の慣習は法的に是認できないとされたこと、配置転換に際して教授会の審議を経なかつたことは手続き上の瑕疵だとされたこと

(教授会は学問の自由、学問の自治を支える重要な制度ですが、最近、教授会の審議を軽視又は無視しようとする大学運営傾向が強まっています)

一連の判決が示した法理はさらに前進させられるべきだと考えます。

(次頁へつづく)

教職員組合との連携

教職員組合は、理事長の強引な配置転換命令や学内状況を是正する運動の一環ともなるT先生支援活動に取り組みました。

当初、本件命令はT先生を大学教員から技術職員へ異動（降格）させるものでした。教職員組合はいち早くその不当を指摘し、精力的に団体交渉を行い、講師の身分を維持させました。その後も団体交渉を通じて、学会出張を認めさせ、研究時間の確保を求め、仮処分決定後はT先生を鍼灸業務から解放させ、あらゆる面での処遇の回復を求め続けました。こういう職場の運動と成果によって、T先生は勇気づけられ、大学教員として訴訟を維持し、中断の危機にあった科研費研究も継続・完成に至ることができたといえるでしょう。また一連の裁判のためには様々な情報、調査、分析が必要でしたが、この面でも教職員組合は大きな役割を果たしました。

T先生、教職員組合の現場の運動の連携と協力によってこそ上記のような素晴らしい判決を得ることができるという教訓を再確認させた運動でした。

（ 私学関係事件の審理終結時期がたまたま重なって、次々に重要判決が出る予定です。 ）
しばらくこの種の報告が続くのをご容赦下さい。

配置転換闘争を終えて —お礼と報告—



鈴鹿医療科学大学 教職員組合 K・T

事件が起ころってから丸3年を経て、裁判にて勝利判決が出ました。

この間、精神的に苦しいものはありませんでしたが、おかしいと思ったことには声をあげ、正しいと思ったことを貫き通す経験から得たものは少なくありません。

組合の皆様と弁護士の先生方のお力、そして周りの皆様の支えで勝利判決までたどり着くことができました。また私大教連に多額の融資を承認していただいたことで裁判を戦い抜くことができました。本当に感謝いたしております。

私にとってこの3年は不安な状態ではありました。私大教連をはじめとする組合運動の大きな力を実感してまいりました。全国私大教研修会でも何度か経過報告をさせていただき、皆様からあたたかいご支援の言葉を多数いただきましたことを心から感謝いたします。

この判決が、全国の同じような理不尽な境遇で闘っておられる方々の力になれることを信じております。私自身これからはこの判決を基に、様々な困難に立ち向かっていきたいと思います。ありがとうございました。

つるま法律俱楽部会員のみなさんへ ～無料法律相談をお気軽にご利用下さい。～

暮らしの中での困り事はありませんか？

- ・こういうことをどこに相談したらいいの？
- ・こんなことをわざわざ弁護士さんに聞いていいの？

お一人で悩んでいませんか。

まずは、お気軽に法律事務所へお電話でお尋ねください。

◎相談受付 平日午前10時～午後5時

事前に必ず電話予約をお願いします。

上記時間外の相談についても対応させていただきます。

お気軽に電話予約の際にお尋ね下さい。

◎電話相談 簡単で短時間のご相談は電話でもお受けできます。



低山歩こう会

- ・5月25日（日）神石山（静岡）
- ・7月27日（日）蕎麦粒山（静岡）
- ・10月26日（日）西方ヶ岳（福井）



どなたでも参加いただけます。事務所まで連絡ください。詳しい案内をお送りします。

合唱団員「ピースアンサンブル」を募集しています。

昭和区平和のつどい等で歌います。年齢性別お住まい等も問いません。法律俱楽部会員さんも多数参加されています。詳細は、鶴舞総合法律事務所までお問い合わせ下さい。

つるま法律俱楽部会費納入のお願い

つるま法律俱楽部は毎年6月から新年度になります。

今年度（平成25年6月～平成26年5月）の会費が未納の方には、郵便局の振込用紙を同封させて頂きますので年会費3000円の納入をよろしくお願い致します。

尚、住所変更、退会等はご連絡をお願いします。

法律事務所奥会議室（未来のひろば）をご利用ください。

つるま法律俱楽部各種講座、地域の皆様の会議、お花、アロマ、習字教室等ご利用していただいています。会員さん主催の楽しい企画等にもご利用下さい。



〒466-0015 名古屋市昭和区御器所通三丁目18番地 エスティプラザ御器所4F

鶴舞総合法律事務所

TEL (052) 852-1220

FAX (052) 852-1227

小野万里子法律事務所

TEL (052) 852-1336

FAX (052) 858-3851